

論文

人間の存在条件と空間占有権 —その実現と領土制検討への視座—

大 山 明 男

目次

1. 目的—人間の存在条件としての空間占有の権利の権利体系への反映
2. 「境界」と倫理主体
3. 「空間」と境界のかかわり—空間が与える境界の意味
4. 境界の中の空間概念の検討
5. 空間占有権からの領土制再考への視座

1. 目的—人間の存在条件としての空間占有の権利の権利体系への反映

人間は身体を持つため、存在とともに一定の空間を占有する。よって、空間が与えられなければ存在することはできない。この、身体を置く空間の確保が危ういとき、ある人は例えば、難民と呼ばれたり、あるいはホームレスと呼ばれる状況に直面するかもしれない。以上のような、人間の存在に一定の空間が必要であるという事実は、当然、規範の文脈にも影響する。例えば、基本的人権を謳う文言において、さまざまな権利項目の最も基本的レベルに空間占有が権利として設定されているはずである。もし存在が認められなければ他のどんな項目も意味をなさないからである。

現実の世界に目を向けると、何らかの権利に与る主体の内と外の線引きを意味するさまざまな境界がある。人間存在の条件である空間に起因する境界は、他の境界とくらべ独自の作用とそれに派生する意味をもつ。現在地球を覆う統治システムは、地表に国境という境界で線引きされた領土を有する主権国家の相互承認の上に成り立っている。領土はそこに存在できる人間を選り分けるため、地表が全ていずれかの国家の領土で覆われてい

ることは、人間存在に必要な条件である空間占有の権利と緊張関係にある。実際にその関係はある人間にしわ寄せされ、生きる場所を失った状況をつくっている。

人間の存在条件としての人権の観点からだけでなく、現在、領土国家体制がそれ自体へ問題を投げかける状況が生じている。たとえばある国での森林の減少にたいする他国からの批判は、領土国家に起因する主権概念に疑義を含んでいる。その現象を含め、地球レベルでの環境破壊の進行は領土という国家の排他的な土地所有の下での利用に原因があるともみれる。また、領土は英語でterritoryであるが、縄張りも意味する。17世紀欧州のウェストファリア体制以来、領土の相互承認が確立したように見えるが、縄張りの維持や拡張のために国家予算による軍備が整えられ続け、実際に縄張りの拡張や、縄張りをめぐる争いが行われてきた。それはたとえば日露戦争のように縄張り争いの当事国以外の場所や人々に損害を与えた。現在でも常に世界は潜在的に縄張り争いの様相の下にあり、われわれは、次の瞬間にそれが暴発するかもしれない状況の中で日々の生活を送っている。

本稿では、個人の空間占有の権利の権利体系への反映を目的として、人間の存在条件である空間が境界に与える意味を考察することで、それが衝突するところの主権国家による領土制、その検討のための視座を探りたい。

2. 「境界」と倫理主体

2.1 さまざま「境界」と権利—境界は説明されねばならない

規範理論研究はそれが関わる倫理的主体や権利主体を想定するが、一般にそこには対象の内と外の線引きが伴う。それを倫理あるいは権利の「境界」と呼ぶことにする。

マッキンタイアによると、18世紀の思想家ウィリアム・ゴッドウィンが、道徳性の議論において人間を差別して取り扱おうとする人々はその正当化の責任を担うという原則を提示したという¹。その原則は、道徳的議論の

1 MacIntyre, p. 231.

過程は、反対の理由が示されるまではすべての人が平等に取り扱われるべきであるというものであるが、マッキンタイアはその実践的帰結を、年齢、性、知力、皮膚の色ゆえに人々を差別して取り扱うことに対してその正当性を明らかにするように求めると述べている。この原則は倫理の議論において、実体はともかく言葉の上では広く受け入れられているであろう。言い換えれば、人と人を分かつどんな倫理的境界もその正当性が示されねばならない、ということである。

このように倫理の境界は倫理の主体が誰かに関係するが、これは倫理の議論において不可避なものでありながら、等閑視されている側面である。本稿はその、境界に関する考察であるが、様々な境界を認識しそれを倫理の内容に反映させるために、「空間」に注目する。空間は人間存在の必要条件でありながら、倫理学、政治哲学などの規範理論に関わる研究においてほとんど言及されることがなかった。空間は境界を定める一要因であり、規範理論研究の重要な要素として理論の中に適切に位置づける必要があると考える。

2.2 境界の内と外—「権利をもつ権利」

境界、すなわち権利の内と外の線引き、の考察が重要なのは、それが次のことに強く関わっているからである。

ある人がその人なりに現実に対する問題意識からその是正のために何かの規範理論を構想するとしよう。たとえば、所得についての不平等感から分配の平等のためのある規範理論を考えついたとする。その規範理論を現実へ適用したとき、その結果のある部分は、誰に適用するかという主体の対象範囲に依存する。例えば、「全ての人に」一律に所得を支給する「ベーシックインカム」という考えには、「全ての人々」に誰を含むかということが付随している。望ましい状況として平等の達成を目指したとして、分配に与る主体=成員を自由に選ぶことができればその範囲で平等は実現し、それで問題は解消するかもしれない。すなわち、対象から誰かを排除することで不平等を現実の世界に置きながら、平等の理論を堅持することが可能となる。この結果はその理論家が意図したものか否かに関わらず、規範

理論一般に潜在的に付随する類のものである。

具体例を挙げると、ある社会での自由の平等を考えるとそこにいる黒人は主体と考えないとか、ある社会で平等な参政権付与を考えながら女性はその対象から除外するという状況がこれにあたる。このような事実は歴史の中で時間の経過とともに後になって語られるようになってきたが、これは時間が経つことで経験され獲得されていく知識とは異なる。対象外として処遇されそれに「気付いていた」人は「その時」そこにいたのである。そしてそのように内と外をつくる力がミクロレベルで作用し、またその内と外を維持する制度が存在していた。対象の決定だけに限定して述べると、「対象は誰か」ということとそれを「決めるのは誰か」ということが状況に付随し、それがその状況の論理的判断にとって決定的な要素であるということである。そしてこれは、財・サービスとか参政権などの特定の何かについての分配議論の主体の範囲に限らず、規範理論一般に対して付随する要素であり、ある規範理論が現実に適用されるときの影響を考えると特に重要なものである。

これに明示的に言及しない規範理論はあるが、それらは理論の枠としての成員（の範囲）を形式上所与としていて、理論内部では問わないという形になっていることが多い²。例を挙げるなら、社会選択理論がその典型である。そこには、「成員」としてしか想定されていない。また、社会契約論というカテゴリーは、社会は成員の契約で成立すべきという性質を持つが、それ自体で具体的に誰が成員かを示さない。このような理論の成員の所与性は、該当する人が誰かという問いが、具体的に適用されるときまで開かれ、不確定であることを意味する。が、そのこと自体で問題があるわけではない³。

しかし、先の例で触れたように、この成員の所与性は実際に該当する成員を示すとき、すなわち多くの場合現実の世界に接続されるときに、本来の問題をないようにもできる仕掛けとなりうる。単に示さないだけでなく、例えば、ある政策に「原則」とか「例外」という言葉を付しながら一般性

2 したがって、そのような理論に対して常に、そもそも誰（あるいは何）が対象なのか明示を求める声が向けられるのは予想されるし、また自然であろう。

を保っているようにすることは珍しくない。そうすることで、実際に何らかの境界を設ける効果が生じ、ある種の人間を外部に追い出すことで問題を消滅させたり、ないようにしたりできる。たとえば、2020年、新型コロナウイルス感染症の対策としてさいたま市によるマスクの配布において朝鮮学校を排除した行為がこれにあたる。実際の政策において、その対象範囲の恣意的な設定により、問題の縮減を図っていることは少なくない。

この、よく漠然と「人々」等で表現される規範理論における成員の所与性に含まれる意味は、アレントの言う「権利をもつ権利」という概念でより理解できる。20世紀前半の近代国民国家群の変容とともに産み出される無国籍者の存在を論じる上でアレントが用いた概念が「権利をもつ権利」である。それは、アレントの著書『全体主義の起源』の第二部「帝国主義」において議論されている。それをより広い政治哲学的概念として分析するベンハビブは、「権利をもつ権利」の中の前半と後半の「権利」概念が同じ語法のものかを問うことから始める。「権利一般を付与された人格として他者に認められる権利は、そうした承認のあとで与えられる権利と同じ地位のものなのだろうか」（ベンハビブ、訳、52頁）。

そうしてまず、「権利をもつ権利」の後半の「権利」という語法は、われわれに何かの人間集団における成員資格を認めるように要請するものであり、この意味で成員資格への道徳的要求と、その成員資格への要求と両立しうる何かの形式の処遇であると説明する。

それに対して、前半の「権利」という語法は、この成員資格の要求のもとで組み立てられているとして、権利をもつということは、その人がすで

3 ただし、それがどんな種類のものであれ、現実の任意の社会に接続される
ときに、すなわち政策として実施されるとき、実際に成員／非成員が外延的
に示されることになる。したがって、社会についての議論のレベルではその
適用時に確定する成員は単に「ある人間」を示すにすぎないので成員確定に
ついて恣意性を帯びている。よってたとえば、ある社会を想定して特定の権
利について議論し、一定の内容の権利が導かれ、それば法制度等により実体
化するとしよう。それに与ると期待していた人はその時点で蚊帳の外に置か
れることがあるかもしれない。本文中で言及した参政権の歴史はその一例で
ある。

に組織化された政治的および法的共同体の構成員であるときはその個人に一連の行為に関与する、もしくは関与しない資格を与え、そうした資格付与が相互の義務をつくりだしている、と述べる。こうした権利はすでに法的共同体の成員として認められた人々のあいだで生まれるので、いわゆる「市民の権利」と呼ばれているという。

このように、「権利をもつ権利」という語句の後半の「権利」という語法が、前半の「権利」とは同じ語法ではないことを示した上で、権利の担い手として承認される要求が向けられる他者（たち）のアイデンティティは曖昧模糊としている一方で、ある人の権利の担い手としての地位は、その人の成員資格の承認によって左右されると述べ、それでは誰がそうした承認を付与あるいは留保すべきか、とベンハビブは問い、彼女の移民の権利を確立するための議論は続く⁴。

実質的内容をもつ諸権利は成員資格が前提となっているというベンハビブの議論から読み取れることは、諸権利自体の概念分析よりも、その諸権利に与る権利主体は誰か（そして、それを誰が認めるのか）に議論の焦点を合わせるものとなっている。その主体の決定の議論は本稿での、規範理論⁵における「人々とは誰か」を巡る問いにあたる。

そして、その「人々とは誰か」は一般に理論的には問われないことが多いのである。ここに「権利をもつ権利」の権利概念についての議論の本質が存在する。それは、それが倫理の内と外を作りうるのだが、そこにあるのが、誰が権利の主体であるかの決定、および誰がそれを決めるのか、である。規範理論のレベルからそれが政策実行されるまでの過程のどこかにおいて、ある人間を外に置き、それを行う力が働く場所がある。いずれにせよ、その部分は、規範理論が政策として現実世界に接続されるときに明らかになる部分であり、またその時点で対象の確定がもたらす何らかの問題が現れる、という可能性は常にある。

4 ベンハビブ、訳、53頁。

5 ここでの議論は、理論研究の、現実を理解するための「事実解明的positive」理論と、現実に関与する「規範的normative」理論との区分を背景にしている。

3. 「空間」と境界のかかわり—空間が与える境界の意味

先の境界を決めるもの、つまり何が倫理や権利の内と外を決定するかを考えると、さらなる意味を与えるものが「空間」である。

3.1 「空間」と人間存在条件

人間の存在の条件の一つが一定の空間である。これは、ある実体の存在は空間の占有を付随するという物理的な事柄からきている。あるいは同じことであるが、空間がなければ存在できない。つまり一定の空間は存在の前提である。このことから、人間に認められる権利があるとすると、その中に一定の空間を占有する権利が含まれるべきである。しかもその位置は、諸権利の基礎として、生まれながらにして認められる権利＝基本的人権のリストであろう。もしそれが含意されていなければ、リストの他の項目は主体の存在条件の否認とともに単なる見かけ倒しとなる。

3.2 「空間」と境界の関係—空間が「権利をもつ権利」に与える独自の意味

このことから、「空間」は、先述の「権利をもつ権利」の文脈に独自の意味を与える。

たとえば、ある人間に「権利をもつ権利」の後半の権利が認められない状況、したがってある人間の前半の権利が実質的に一切ない状況、がその周囲の集団からの排除として生じたとしても、もし権利が認められたときに充足されるような事態は、自らの努力や、集団外の別の誰かと実現できる可能性はある。実際に、そのようなことは行われてきた。たとえば、ある国民国家が教育行政からある人間を排除したり、国民化教育を強制するときに、彼（ら）はそれとは別の教育機会の創造を目指したり実現したりすることはありうる⁶。

しかし存在条件である「空間」が、ある人間に与える影響は「権利をも

6 たとえば、徐、2012、参照。

つ権利」のさらに外にもおよぶ。たとえば、行政のホームレスへの対応において、かりにあるホームレスが福祉行政と接点がなくてもどこかに居ることはできるが、存在の空間を奪う「排除」行為は生きる条件そのものを奪うことを意味する。それを国外へ追いやる形で行われると難民が産み出される。

3.3 所有対象としての「空間」—排他性と創造不可能性

存在のための空間占有という作用は排他的性質を持つので、占有による排他性は潜在的に個々の人間の間で作用すると考えられるが、具体的な影響力の大きさから言えば、地球を覆う主権国家による土地の所有＝領土制を介した人々への作用を第一に考慮せざるをえない。したがってここで、所有対象としての空間＝土地、とくに国家が所有する土地の形態＝領土としての空間、と人間存在の関連を考察する。

グレーバー⁷によると、古代ローマの法律では所有権を、人が物に対してもつ絶対的権力によって特徴づけられる「人と物の関係」と定義しているという。これについて彼は、生命をもたない物体と人間が「関係」をもつことができず、それゆえ所有は「人と物の関係」ではないという。もしわたしが何かについて自分の所有物というとき、それはわたしの所有物に対してわたし以外の万人が干渉しないで、それをある程度意のままに扱うことが認められていること、つまり所有は物にかんする人びとのあいだの了解あるいは取り決めであると述べる。とはいえ、意のままに扱う自由は限定されており、たとえば、チェーンソーを所有していることで、どこでもそれを使用できるわけではなく、実際には、限られた場所で限られた使用が許されるだけである。すなわち、わたしがチェーンソーにかんする所有権において絶対的なのは、ほかの誰かがそれを使用することを妨げるわたしの権利であるとグレーバーはいう。

このようにチェーンソーのような物的対象の所有の意味を理解すると、空間（土地）の所有の意味がそれとの違いを通して明確になる。たとえあ

7 グレーバー、訳、第7章。

るチェーンソーが誰かの所有物であってそれを他の誰かが使用できなくても、別のチェーンソーを新たに作ることで他の誰かはチェーンソーを所有することができる。それに対して空間＝土地はつくり出すことができない。よって、今地球上にある空間がそのすべてである。このように、空間（土地）の所有は、新たにつくりえないものの所有という性質をもつ。

先に、空間はその占有において「排他性」を付随すると述べたが、それに加えて、この「創造不可能」という性質を持つ⁸。この空間に関する二つの性質—空間の占有は排他性をもつことと、空間は創造不可能であること—が空間占有の権利をめぐる議論の背景にあり、それに影響している。

3.4 人間存在の条件である空間占有性と領土国家の矛盾

地球上の空間（土地）は諸領土として分割され、所有されている⁹ので、ある国家が誰かに居留を認めないならば、その領土としての空間での存在は不可能となる。もしあらゆる国家が認めなければ存在が不可能となる¹⁰。さまざまな「境界」があるが、この空間がもつ特異性が、他と違う境界を作り出している。このことから、人間存在の条件である空間占有性と領土国家の存在は本質的に緊張関係にある。これはある領土国家内の政治制度から独立している。そしてこれは、たとえば、ベンハビブの、人権と国家

8 これはまた、カントが「欲待の権利」（『永遠平和のために』）を議論する前提に関わっている。「欲待の権利」とは、外国人が他国の土地に足を踏み入れたとき、彼が平和にふるまうなら、敵として扱われない権利である。その目的は、それにより世界の見知らぬ人同士がその権利をもって友好な関係を結ぶことができることである。そして、この権利の基礎には次のこと、すなわち、「この地球という球体の表面では、人間は無限に散らばって広がるができないために、共存するしかない」（カント、訳、185-6頁）ため、すべての人が地表を共同で所有するという権利を持っている、という考えがある。指摘すべきことは、ここにあらわれている、地球の表面が有限であるという認識、そして、それをもとにすべての人が地表を共同で所有する権利があるという規範的主張である。

9 正確には、所有されているように実効力が伴っている、ということである。これは所有の正当性とはまた別であることを意味する。

10 ただし、国家の立場がその誰かの存在に気付かないとか、退去命令に実効力が伴っていないなどにより存在が可能な場合もありうる。

主権の矛盾という認識¹¹に通じる。細かく言えば、その具体的な関係の一つである。

4. 境界の中の空間概念の検討

ここでは、人間存在の条件である空間占有性と領土国家の緊張関係にたいして、空間占有権の実現のため、境界を論点にした議論における空間概念の漠然とした使用、または無理解が招く問題を指摘することで、その正確な理解の必要性を示したい。

4.1 空間が定める境界

ある境界の存在を認識しているとしても、その内と外の決定や成員の確定に関する判断は、また別の次元の議論事項となる。領土を画定する国境は境界の一つであるがゆえ、それによる人々の区別は、本稿2. のマッキンタイアの引用の通り、正当性を持たねばならない。そしてそのように、ある境界を認識した上で、その存在を批判する、あるいは肯定する議論は少なくない。ここまでの議論にあるように、空間は境界の意味に独自の意味を与える。このことを念頭に置かないで、ある境界についての倫理的正当性をめぐる議論は、混乱を招く。

ルソーは、『社会契約論』において、接続して別々にある個々人の土地が、いっしょになって、どのようにして一国の領土となるか、そして、主権がどのようにして臣民からその占拠する土地に拡張されて、対人権であると同時に対物権となるのかの理由を説明するために、彼が事実と認める次のような例を挙げる。「この利益は、古代の君主にはよくわかっていなかったようである。かれらは自らベルシャ人の王、スキタイ人の王、マケドニア人の王ととなえるだけで、自分を国土の主人というよりはむしろ人間の首長とみなしていたらしい。いまの国王はもっと利口だから、フランスの王、スペインの王、イギリスの王などといっている。このように土地

11 ベンハビブ、訳、60頁。

をおさえておけば、その住民をしっかりとぎることができるのだ」(ルソー、訳、38頁)。

この例の中での統治方法の推移から読み取れることは、人間を分けるときの二つの意味とその違いである。一つは、人間の首長としての王は、人間を何かの基準で区別した上で統治の対象と認めている。これは境界だけに注目すると、その基準自体が境界として機能している。もう一つ、国土の主人としての王は、まず空間の範囲を定めそれを区切った上で、そこに入れるか否かで統治の対象を定めている。ここにある境界は、「領土を画定する国境」としての境界と、「領土にすることができる基準」としての境界の二つである。前者の領土の画定に、人間存在条件の空間占有性が関連している。境界と呼ばれるものの意味について、空間が作用する境界の意味を区別して理解しなければ、誤った議論や混乱した議論が生じてしまうと思われる¹²。

4.2 「空間」概念を曖昧に使用する問題

ヌスパウムは、彼女が支持するコスモポリタニズムのための世界市民の感覚を説明するために、ストア派の自己同一化を参照する。それはローカルな帰属からの愛着の対象の同心円の認識に依拠するという。彼女は述べる、「彼ら〈ストア派〉は、ローカルな帰属を持たないものとしてではなく一連の同心円によって囲まれているものとして自分たち自身を考えるよう、われわれに提案する。最初の円は自己を囲んでおり、次の円は直接の家族を包含し、次には拡大家族、さらに順番に、隣人たちやローカルな集団、同じ街の居住者、同郷人と続き、そしてわれわれは、このリストに、民族的、言語的、歴史的、職業的、ジェンダー的、性的アイデンティティに基づく集団をたやすくつけ加えることができる。これらすべての円の外には、もっとも大きな円、すなわち人類全体がある。世界市民としてのわれわれの課題は、「何とかして、円を〔外を起点にして〕中心に向けて描き」(紀元前1～2世紀のストア派の哲学者ヒエロクレス)、全人類を同じ

12 その例が、社会学の概念である「受益圏／受苦圏」である。この「圏」には、主体の範囲と空間の範囲が混在している。

街の居住者等々により近い存在にすることでであろう」(ヌスバウム、訳、27-8頁)。

しかし、愛着を感じるものは人によって異なるだろうし、その度合いは人それぞれである。「円」という自分からの距離で定まる段階的空間のイメージと、愛着を感じる対象の恣意的な関係は、同一の目標(全人類各々が同じ街の住民に対する親近感と同じように全人類へ接近すること)へ向かう手立てにはなるのだろうかという疑問が浮かぶ。しかし本稿にとってより重要なのは、そのイメージがむしろ物的空間がもつ意味を正しく認識させる点である。人々にとっての純粋に物理的な条件を曖昧にした空間概念による認識にもとづく規範的主張は、逆に問題をみえないものになっている。つまり、物理的な概念である空間からの直接的な影響から生じる事態を見ないことにつながっている。たとえばヌスバウムがここでいう人々とはあらゆる人間を指しているのだろうか。もしかすると、同じ街の住民に対して安らぎを覚える人たちだけを指すのだろうか。

4.3 「空間」を考えないことの問題

コミュニタリアンのウォルツァーは国家をクラブに喩えることで、国民や領土の境界の正当化を試みている(ウォルツァー、訳、67頁以下)。クラブは成員の入会方針を持ち、非成員の入会についての決定権を持っている組織であるが同様に国家も、たとえ入会したい人間がいてもその全てに認める必要はないと、彼はいう。また国民や人種という点で「関係がある者」にはそれ以外の人間より入会の権利は強く認められるべきだという。そういう意味で国家はクラブでもあり家族的でもあり、結局「国家を国民的なクラブあるいは国民的な家族」として考えるのが妥当という。さらに国家は領土を有し、領土についての裁量権をも持っているという。

このような考えについて、「空間」の意味を考慮した上で検討しよう。ウォルツァーが念頭に置いている国家は領土という空間を所有する組織なので、人間の集まりのカテゴリーであるクラブとは本質的に異なるだろう。国家はその領土に裁量権を持つのであるが、入会を認められない人間は、ある空間から立ち去らねばならない。その排除の正当性について、国民と

土地との絆は国民的一体感の決定的特徴であるからだと言はう。しかしそれならば、たとえばユダヤ人のアイデンティティがイスラエルの地にあるとしても、みずからをイスラエルの地の住人だと認識しているユダヤ人以外の人間をその地から排除できるのだろうか。つまり、ある土地に絆を感じる人々が他にいたとして、そこをウォルツァーが考えている領土というには唯一の集団の利用の排他的性を持たせねばならないが、その唯一集団はいかに決定されるのだろうか¹³。領土をめぐる争いはほとんどがこのような状況に関係している¹⁴。

ここには、クラブに類した国家の説明が逆にその特異性とそれに付随する問題を見いだすことができる。国境（およびそれが示す空間である領土）は、組織や集団のあり方の中で国家にのみ付随する属性であるため、比較ではなく、その概念自体の検討が必要である。また、ウォルツァーが類比しようとした純粋なクラブのように国家があるならば、逆に多くの問題がなくなることも考えられるかもしれない。たとえば、「領土を有さない国家」、つまり各国が縄張りを持たないという可能性である。

ウォルツァーの議論の前提にあるのは、理性的人間なら誰であれ生きる空間は領土（＝ある国家に排他的に所有された土地）でなければならないということであるが、地球上の空間の有限性を考慮すると、任意の空間はどこかの国の領土でなければならない、という考えが下敷きになっている。つまり、地球上の空間は、必ずどこかの国家の領土であり、そうあらねばならない、と。これは確かに現代において支配的であつ強力な思想の一つである。

しかし、たとえばカントは、「この地球という球体の表面では、人間は無限に散らばって広がることができないうために、共存するしかない」ため、すべての人が地表を共同で所有するという権利を持っている、と述べている（カント、訳、185-6頁）。ここにあらわれているのは、地球の表面が有限であるという認識、そして、それをもとにすべての人が地表を共同で所

13 これは先述の、ヌスバウムの同心円の親密性にも共通する。

14 ここでのウォルツァーについての言及は、大山、2014、第3章、での議論をもとにしている。

有する権利があるという規範的主張である。その真意を測りかねるが、人間は地球にいただけで地球の表面を共同所有している、という解釈もできる。本稿でみてきたようにその属性から、所有一般についてはともかく、土地（空間）については、ある主体（国家を含む）による私的所有という形態以外を考える余地がある。これは単に、思考の可能性としてではなく、領土国家が潜在的に人間の存在を脅かす源泉であるとともに、次節でみるように、領土国家体制自身の問題からの必要にもよるであろう。

5. 空間占有権からの領土制再考への視座

本稿では具体的には触れないが、領土制の正当化の議論は、現状の領土国家体制を前提としたある国家のミクロ的立場での観点で行われるならその正当性を支持するものになるであろう。そのようなゲーム理論的設定を離れて、なぜ今そうした体制にあるのか、またそれは人間一般の観点から望ましいのかの議論は必要であろう。実際に、領土国家体制の検討の必要性は現代の問題からさまざまな形で現れている。

領土はある人間を排除するという役目だけでなく、主権として空間を排他的に被覆している。しかしたとえばある国が他の国の森林喪失について気候変動や生物多様性の喪失への懸念から領土の利用法を非難したり不満を述べたりすることには、単に他の国への批判でなく、領土国家体制への疑義が含まれている。その根底には、国家レベルでの影響以前に、人間の存在条件の悪化への脅威があるだろう。

また、領土国家体制の下で許容されている事態は、時間軸の中で検討すると、別の文脈でも問題となりうる。たとえば原子力発電は、日本では政策やさまざまな関連法律の下で稼働している。原子力発電から生じる高レベル放射性廃棄物は10万年のスケールで隔離する必要がある¹⁵。これはまず空間を占有するので現在の土地所有者や利用者がいなくなった後にその

15 隔離する「必要がある」が、誰がするのは誰も考えていないと思われる。例えば、数万年後に誰がどういう目的でそれを行うのかを考えても具体的なことは何も浮かばないであろう。

所有・利用の（悪）影響が将来に及ぶことを意味する¹⁶。世代間倫理の枠においては、当然この地表の有限性からくる空間占有権へ及ぼす影響は現在から一方的に将来に及ぶ。すなわち将来世代は、まず単純に生きるために使える空間が減少する。そういう受動的義務だけでなく、生存空間をそこから隔離し確保するための、より能動的労働活動を押し付ける。先に領土を縄張りとして表現したが、動物の縄張りはその死とともに消えるが、人間の縄張りとは死後半永久的にその影響が作用する意味でたちが悪いものである。

このように、領土国家体制は人間存在の条件である空間占有と、単に共時的な関係として矛盾しているだけでなく、通時的な関係として現在と（いつか分からない）将来の世代の間に非対称的な問題を生みだしたりする。

このように考えると、人間の存在条件としての空間の意味とその基本的人権としての位置付けは、非常に広い視野から重要であると思われる。

参考文献

- Arendt, H., 1951 [1967], *The Origins of Totalitarianism*, Harcourt.『全体主義の起源』大久保和郎他訳、新装版、全3巻、みすず書房、1981。
- Benhabib, S., 2004, *The Rights of Others: Aliens, Residents, and Others*, Cambridge University Press.『他者の権利』向山恭一訳、法政大学出版局、2006。
- Graeber, D., 2011, *Debt: The First 5,000 Years*, Melville House.『負債論—貨幣と暴力の5000年』酒井隆史監訳、以文社、2016。
- Harvey, D., 2009, *Cosmopolitanism and the Geographies of Freedom*, Columbia University Press.『コスモポリタニズム—自由と変革の地理学』大屋定晴他訳、作品社、2013。
- MacIntyre, A., 1966, *A Short History of Ethics*, Routledge.『西洋倫理思想史 上』菅豊彦他訳、九州大学出版会、1985、『西洋倫理思想史 下』井上義彦他訳、九州大学出版会、1986。
- Nussbaum, M. et al, 1996, *For Love of Country: The Limits of Patriotism*,

16 「10万年」に及ぶ期間を漠然と「将来」と呼んでいるが、人類史で考えると「半永久」と呼ぶべきであろう。

- Beacon Press.『国を愛するということ』辰巳伸知他訳、人文書院、2000。
- Walzer, M., 1983, *Spheres of Justice: A Defense of Pluralism and Equality*, Basic Books.『正義の領分—多元性と平等の擁護』山口晃訳、而立書房、1999。
- 大山明男「公共空間と平等」『駿河台経済論集』13(1)、1-18、駿河台大学、2003。
- 「原発の存在と倫理問題の構造—倫理の内と外—」『駿河台経済論集』22(2)、181-211、駿河台大学、2013。
- 「境界の検討とリベラリズムの可能性—空間と自由の観点から—」『駿河台経済論集』24(1)、71-95、駿河台大学、2014。
- 「幸福の増進から不正義の消去へ—規範理論と構造的暴力—」『駿河台経済論集』26(2)、69-92、駿河台大学、2017。
- イマヌエル・カント、中山元訳『永遠平和のために／啓蒙とは何か 他3編』光文社、2006。
- 徐阿貴『在日朝鮮人女性による「下位の対抗的な公共圏」の形成—大阪の夜間中学を核とした運動』御茶の水書房、2012。
- ジャン=ジャック・ルソー、平岡昇・根岸国孝訳『社会契約論』角川文庫、1965。